

令和8年度広島県立総合体育館専用利用の 随時受付について（お知らせ）

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）専用利用の随時受付については、次のとおりです。

1 受付の対象施設等（下表に該当しない利用については、下記の＜参考＞をご覧ください。）

No.	対象施設	利用要件等
1	大アリーナ・小アリーナ・弓道場 柔道場（1／2面利用以上）・剣道場（1／2面利用以上） 会議室（大・中・小会議室）、ミーティングルーム	連続して4時間以上の利用
2	プール	

2 受付・利用方法

2月1日（日）以降、随時受付となります。

受付窓口（総合受付）で次の手順で専用利用計画書を受け付けます。

- ① 電話で施設の利用状況（空き状況）をお問い合わせください。
- ② 電話で専用利用計画の仮受付を行います。
- ③ その後、専用利用計画書を提出していただきます。
- ④ 専用利用計画書を受理後、利用内定の可否について文書で回答します。
- ⑤ 内定後に、打合せ（電話・来館・オンライン）を行っていただき、利用申込書をお渡ししますので、期限までに利用料金を納付してください。

※令和8年2月2日（月）は施設整備日のため、随時受付に関する窓口・電話対応はできません。

3 提出先／問い合わせ先

広島県立総合体育館（〒730-0011 広島市中区基町4-1）
電話（082）228-1111（代）（受付時間は9時から20時まで）
FAX（082）228-4992
<https://h-jigyoudan.or.jp/sports-center/>

4 その他

令和7年度は、令和8年2月2日（月）及び3月2日（月）は施設整備等のため、施設のご利用及び受付対応ができないかねますので、ご理解の上、別の日にお問い合わせください。

なお、令和8年度の施設整備日等については、ホームページ及び館内の案内をご覧ください。

＜参考＞

上記に該当しない利用（個人利用を除く。）については、次のとおりです。

- 1 会議室・ミーティングルームを4時間未満でご利用の場合は、利用開始日の属する月の前々月の1日から随時受け付けます。
- 2 会議室・ミーティングルーム以外の利用
 - (1) 月間調整
利用日の属する月の前月の1日から10日までの間、区分利用希望届を受け付けます。
当館ホームページにも掲載しますのでメールで送っていただくか、受付窓口（総合受付）にお越し下さい。
 - (2) 月間調整後
利用日の属する月の前月の16日以降に随時、受け付けます。
電話で施設の利用状況（空き状況）をお問い合わせください。

